

南箕輪村合葬式墓地条例をここに公布する。

令和8年 月 日

南箕輪村長 藤城 栄文

条例第 号

南箕輪村合葬式墓地条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、南箕輪村合葬式墓地（以下「合葬式墓地」という。）の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合葬式墓地 共同で焼骨を埋蔵する場所をいう。
- (2) 墳墓 合葬式墓地内にあつて焼骨を埋蔵する構造物をいう。
- (3) 個別埋蔵場所 墳墓内において焼骨を個別に区分けし、埋蔵する設備をいう。
- (4) 共同埋蔵場所 墳墓内において焼骨を個別に区分けせずに埋蔵する設備をいう。
- (5) 墓誌掲示板 墓誌を共同で掲げる設備をいう。

(名称及び位置)

第3条 合葬式墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南箕輪村合葬式墓地	南箕輪村2380番地151

(墳墓の使用)

第4条 墳墓は、現に焼骨を保有している者又は将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする者が使用できるものとする。

- 2 墳墓への焼骨の埋蔵は、個別埋蔵場所又は共同埋蔵場所のいずれかとする。
- 3 個別埋蔵場所の使用は、第6条に規定する許可（以下「使用許可」という。）を受けた日から起算して15年を経過する日までとする。

4 前項に規定する期間を経過した後において、既に個別埋蔵場所に焼骨を埋蔵している場合にあつては、焼骨を共同埋蔵場所に移し、埋蔵するものとする。未だ個別埋蔵場所に焼骨を埋蔵していない場合にあつては、焼骨を埋蔵するときは直接共同埋蔵場所に埋蔵するものとする。この場合において、第7条第1項第2号に規定する墳墓の使用料(以下「使用料」という。)は徴収しないものとする。

5 共同埋蔵場所の使用許可を受けた者の焼骨は、直接共同埋蔵場所に埋蔵するものとする。

(使用の資格)

第5条 墳墓を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するもので、南箕輪村墓地公園条例(昭和46年条例第20号)別表第1に掲げる墓地公園内の墓所の使用の許可を受けていない者又は使用の許可を受けている者であつて、南箕輪村墓地公園条例第9条の規定により当該墓所の返還をする者とする。

- (1) 本村に本籍を有する者又は住民登録のある者
- (2) 死亡時において第1号に規定する者の焼骨を保有する者
- (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第1条に規定する行旅死亡人の焼骨及び村に住民登録を有し、墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項に基づく焼骨を保有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が特別な理由があると認めた者

(使用の申請及び許可)

第6条 墳墓を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、村長に申請し、その使用許可を受けなければならない。

2 前項の申請において、墳墓に焼骨が埋蔵される者(以下「被埋蔵者」という。)を明らかにしなければならないものとし、その変更はできないものとする。

3 申請者と被埋蔵者が同一人である場合は、焼骨の埋蔵の際の立会人又は墳墓の使用の権利を承継する者(以下「立会人等」という。)を定めて申請しなければならない。

4 村長は、使用許可に際し、合葬式墓地の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとし、申請時に納めるものとする。

- (1) 個別埋蔵場所に埋蔵する場合 焼骨1体につき15万円
- (2) 共同埋蔵場所に埋蔵する場合 焼骨1体につき5万円

(3) 申請者が村に住民登録のない者である場合は、前2号の規定による使用料に100分の125を乗じて得た額とする。

(焼骨の埋蔵)

第8条 墳墓への焼骨の埋蔵は、村長が指定する者が行うものとする。

2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)又は立会人等は、焼骨の埋蔵の際にあっても墳墓内に立ち入ることができない。

(墓誌掲示板の使用)

第9条 使用者は、村長に届け出て墓誌掲示板に墓誌札を掲示することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 墳墓を使用する権利(以下「使用権」という。)を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用権の承継)

第11条 使用者の死亡その他の理由により使用権を承継しようとする者は、村長に申請し、使用許可を受けなければならない。

(使用の中止等)

第12条 使用者は、被埋蔵者の焼骨を共同埋蔵場所に埋蔵する前に墳墓を使用しなくなったときは、村長に届け出なければならない。

2 個別埋蔵場所の墳墓使用者で既に焼骨を埋蔵している者が、墳墓の使用を中止するときは、村長に届け出た上で、その指示に従って焼骨を引き取らなければならない。

(埋蔵場所の移転)

第13条 村長は、前条第2項の規定により焼骨を引き取ることとなっている使用者が不明なとき又は焼骨を引き取らないときは、村長が焼骨を無縁として共同埋蔵場所へ埋蔵することができる。

(埋蔵した焼骨の返還等)

第14条 共同埋蔵場所に埋蔵された焼骨は、返還することができない。

2 個別埋蔵場所に埋蔵された焼骨は、第12条第2項の規定による届出をした場合を除き、返還することはできない。

3 個別埋蔵場所に埋蔵された焼骨を、第4条第3項に規定する期間内において分骨しようとする場合は、使用者その他村長が認める者からの申出により行うことができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第10条の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用者と被埋蔵者が同一人でない場合において、使用許可を受けた日から1年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。
- (4) 使用者と被埋蔵者が同一人である場合において、当該者が住所不明となつてから5年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。
- (5) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。

- (1) 使用者と被埋蔵者が同一人である場合において、当該者が死亡してから1年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。
- (2) 被埋蔵者の焼骨を共同埋蔵場所に埋蔵したとき。
- (3) 第12条の規定による届出があつたとき。

(使用料の還付)

第16条 使用者が、使用許可を受けた日から5年以内の期間に第12条の規定による届出をした場合に限り、既納の使用料に3分の1を乗じて得た額を還付するものとする。ただし、村長が特別な理由があると認めたときはこの限りではない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年9月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用許可の申請その他合葬式墓地を使用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。